

**【注意事項】**

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- ・掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したのから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要場合があります。

**3 縣市町別サービス一覧【袋井市】**

(令和6年4月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	○		建築住宅課	0538-44-3120	
2	結婚祝品贈呈	○		市民課	0538-44-3112	少なくとも一方が宣誓日に市内在住。宣誓日から1年以内の宣誓カップルに限る。
3	不妊治療費等補助金		○	保健予防課	0538-42-7410	
4	教育・保育給付認定申請、保育所等入所申込		○	子ども未来課	0538-86-3332	
5	施設等利用給付認定申請		○	子ども未来課	0538-86-3332	
6	保育所等の送迎		○	子ども未来課	0538-86-3332	
7	放課後児童クラブ利用申込		○	子ども未来課	0538-86-3330	
8	放課後児童クラブの送迎		○	子ども未来課	0538-86-3330	
9	住民票の続柄の変更	○		市民課	0538-44-3112	利用者本人から申出があった場合、世帯主との続柄を「縁故者」として取扱う。なお、当事者双方が同一世帯である場合に限る。